

日本行政書士会連合会 倫理研修規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）会則第62条の3第1項第三号に基づく倫理研修を実施することにより、会員が行政書士たるに相応しい倫理を常に保持し、適切に業務が実施され、行政書士法の目的が正しく実現されるよう、必要な事項を定める。

(倫理研修の種類)

第2条 本会が実施する倫理研修は、次の各号の研修とする。

- 一 一般倫理研修
- 二 特別倫理研修

(倫理研修の対象者)

第3条 前条の倫理研修の対象は、行政書士法人たる会員を除く会員（以下「個人会員」という。）のうち、次に定める者とする。

- 一 一般倫理研修 すべての個人会員
- 二 特別倫理研修 出入国管理及び難民認定法施行規則に基づく地方出入国在留管理局長への届出（以下「届出」という。）を希望する個人会員又は届出を現に行っている個人会員のうち、引き続き届出を希望する者

第2章 一般倫理研修

(研修の内容)

第4条 第2条第一号に定める一般倫理研修の科目は、次のとおりとする。

- 一 行政書士法及び関係法令
- 二 人権
- 三 職業倫理
- 四 職務上請求書の適正使用
- 五 その他

2 一般倫理研修の講師は、行政書士のほか、総務省、法務省、その他外部の機関及び有識者に依頼することができる。

(実施方法)

第5条 一般倫理研修は、ビデオ・オン・デマンド（以下「VOD」という。）方式により実施することとし、本会が作成したコンテンツを中央研修所研修サイトで提供する。

2 本会は、VODによる受講ができない個人会員に供するため、次の方法により一般倫理研修を実施することができる。

- 一 研修会場を設け、当該会員を来場させてコンテンツを視聴させる方法

二 コンテンツを電磁的記録媒体等のメディアに収録し、当該会員に提供するとともにレポートを提出させる方法

3 本会は、本研修の実施に係る事務を都道府県行政書士会（以下「単位会」という。）に委託することができる。この場合において、本会は、必要に応じ、運用に係る費用の全部又は一部を単位会に助成することができる。

（受講義務）

第6条 この規則の施行後に登録を受けた個人会員は、登録月の翌月初日から起算して3カ月以内に一般倫理研修を受講し、修了しなければならない。

2 一般倫理研修を受講し修了した個人会員は、修了日の5年後の日が属する年度に再度一般倫理研修を受講し修了しなければならないものとし、以後も同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、受講期限を超過して一般倫理研修を受講し、修了した個人会員は、当該受講期限の5年後の日が属する年度に再度一般倫理研修を受講し、修了しなければならない。

4 単位会は、正当な理由なく一般倫理研修を受講しなかった者に対し、処分をすることができる。

5 前項に定める正当な理由とは、個人会員本人が、当該年度内において次の各号のいずれかに該当する状態にある場合とする。

- 一 受講が不可能な程度の疾病
- 二 風水害その他の被災による業務不能

6 正当な理由により受講期間内に受講しなかった個人会員は、当該理由が解消した場合には、速やかにその旨を単位会に申し出るとともに、一般倫理研修を受講しなければならない。

（修了証書）

第7条 本会は、一般倫理研修の受講を修了した者に対し修了証書を発行する。

（受講費用）

第8条 一般倫理研修の受講費用は、無償とする。

（単位会が実施する倫理研修）

第9条 単位会は、本規則で定める倫理研修以外に独自で倫理研修を実施することができる。この場合、原則として本規則に定める一般倫理研修には含まないものとする。

第3章 特別倫理研修

（特別倫理研修の種類）

第10条 本会が実施する特別倫理研修は、第3条第二号に定める届出のために必要な行政書士申請取次関係研修（以下「申請取次研修」という。）とする。

（申請取次研修の種類）

第11条 前条に定める申請取次研修は、次の各号の研修とする。

- 一 事務研修 届出を希望する個人会員（次号に定める実務研修の対象者を除く。）を対象とする研修
- 二 実務研修 届出を現に行っている個人会員のうち、引き続き届出を希望する者を対象とする研修

（申請取次研修の内容）

第12条 申請取次研修の科目は、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法及び関係法令
 - 二 職業倫理
 - 三 その他、必要な知識
- 2 申請取次研修は、効果測定を実施する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、本会の申請取次行政書士管理委員会が指定するレポート等の提出を求めることができる。
 - 4 申請取次研修の講師は、行政書士のほか、総務省、法務省、その他外部の機関及び有職者に依頼することができる。

（実施方法）

第13条 申請取次研修は、集合方式又はVOD方式により実施する。

（受講義務）

- 第14条 届出を希望する個人会員（実務研修の対象者を除く。）は、所属単位会を經由して申請取次の申出を行う日までに、事務研修を受講し、修了しなければならない。
- 2 届出を現に行っている個人会員のうち、引き続き届出を希望する者は、所属単位会を經由して、次回申請取次の申出を行う日までに、実務研修を受講し、修了しなければならない。

（修了証書）

第15条 本会は、申請取次研修の受講を修了した者に対し修了証書を発行する。

- 2 前項の修了証書の有効期限は、次のとおりとする。
 - 一 事務研修 発行の日から1年
 - 二 実務研修 発行の日から3年
- 3 第1項の修了証書は、届出を単位会に申し出る際の添付書類とする。

（受講費用）

第16条 特別倫理研修の受講費用は、別途定める。

（その他）

第17条 特別倫理研修に係る事務について、本規則に定めがない事項については、別途定める。

附 則

（施行日）

- 1 この規則は、会則の認可の日（令和4年8月31日）から起算して1年を経過した日から施行する。

(初回の一般倫理研修の受講期限)

- 2 この規則の施行の日に会員である者は、令和6年3月31日までに、一般倫理研修を受講し、修了しなければならない。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日より前に、規則第4条第1項に規定された科目を受講し修了した会員については、規則の施行時に規則第6条第2項に規定する「一般倫理研修を受講し修了した個人会員」とみなす。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月18日から施行する。